

仕 様 書

作業名称：育成環境調整室 パネルかさ上げ作業 1式

対象機器：育成環境調整室

履行期限：令和3年2月26日

作業場所：〒319-1301

茨城県日立市十王町伊師3809-1

国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所林木育種センター 育成環境調整室

作業内容：育成環境調整室においてより大きな試料を使った実験が可能となるように、室内のかさ上げ作業を行う。

1. 構成

育成環境調整室3室の庫内寸法を500mmかさ上げし、現仕様と同等の性能を保持するよう改造する。

- ・1室あたり W1,800×D1,800mm の範囲で内寸法を500mmかさ上げする。使用するパネルは以下の通りとする。
断熱パネルを使用し、パネルの厚みは44mm以上とする。
断熱材は硬質ポリウレタンフォームを使用し、室内側の表面材は高反射鋼板、室外側はカラー鋼板とする。
- ・既設LED（ハイエナライト）を取り外し、かさ上げ後に再取り付けをする。（その際に必要な配線の延長、器具の取付はメーカーの基準を満たすこと）
- ・CO2制御用のダクト、換気用のダクトを取り外し、かさ上げ後、使用できるサイズの物と交換する。（その際に必要なコア抜き作業、天井の解体及び復旧作業等は納入業者が行うものとする。）
- ・プログラムコントローラーによる調光を行い、植物育成に必要な光量子量が確保できていることを確認する。
（その際に用いる測定器は、3.5インチ以上の液晶画面で波長のスペクトルを確認できるものを使用すること）

2. 設置、試験、保証等

- （1）搬入、据え付け、試運転、機器調整を行い、使用可能状態で引渡しすること。なお、これらに要する費用は納入業者の負担とする。
- （2）搬入、据え付け、試運転、機器調整等は事前に担当職員と協議すること。また、完了後は検査員の検収を受けること。
- （3）作業によって発生した廃棄物等は適正に処分すること。
- （4）取扱説明、操作指導は担当職員の指定する日時に行うとともに、取扱説明書（日本語）を提出すること。
- （5）装置の保証期間は検収後1年間以上とし、保証期間中に不具合が生じたときは、速やかに無償で修理・調整を行うこと。
- （6）本仕様書に定める事項若しくは定めのない事項について疑義が生じた場合は、遅滞なく林木育種センター担当者と協議し定めるものとする。

以 上